

中期目標・中期計画一覧表

(法人番号 85) (大学名) 北陸先端科学技術大学院大学

中 期 目 標	中 期 計 画
<p>(前文) 大学の基本的な目標</p> <p>先端科学技術を追求する大学院大学として、豊かな教育研究環境を活かし、次代の科学技術創造の指導的役割を担う人材や最先端の研究開発を先導する高度な専門技術者を組織的に養成するとともに、知識・情報・マテリアルの3分野を基盤に、新たな領域や特色ある分野において世界レベルの基礎研究と応用研究を行い、今後の知識基盤社会のための新しい科学技術を創造する。併せて、本学の教育研究活動を国際的に情報発信するとともに、外国人教員の採用や留学生の獲得などの取組を一層推進し、「世界的に最高水準の研究・教育拠点」を目指す。</p> <p>学部を置くことなく、独自のキャンパスと教育研究組織を持つ、我が国で最初の国立大学院大学として創設された本学は、同時に我が国大学改革の先導的モデルとして、「大学院教育の実質化に向けた教育システムの改革」や、「学長のリーダーシップによる大学法人の戦略的な管理運営システムの構築」、「留学生や外国人教員の積極的な受け入れによる国際交流の推進」等に努めてきた。これらの取組・成果により、本学は我が国の高等教育において確たる地位・意義を有してきたことを深く認識し、引き続き、新構想大学としての創設以来の使命を受け継ぎつつ、さらに本中期目標期間を「第2の創設」期とするとの意識の下、教育機関としての大学院の実質化や国際的な質保証への取組、様々な知を社会の中で構成できる新たな人材の育成等のあらゆる先進的取組を積極的に実施し、我が国における新しい大学像の構築に資することも視野に入れた、他大学の範たる「パイロットスクール」としての位置づけ・存在意義を維持・発展する。</p>	
<p>◆中期目標の期間及び教育研究組織</p> <p>1 中期目標の期間</p> <p>平成22年4月1日から平成28年3月31日までとする。</p> <p>2 教育研究組織</p> <p>この中期目標を達成するため、別表1に記載する研究科を置く。</p>	

<p>I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標</p> <p>1 教育に関する目標</p> <p>(1) 教育内容及び教育の成果等に関する目標</p> <p>①アドミッション・ポリシーに関する基本方針</p> <p>多様な背景を持った学生に大学院レベルの学習機会を与えるために、積極的な情報発信と多様な入学者選抜の実施により、既往の専攻や職歴等に関係なく、十分な基礎学力を持ち、新しい学問に挑戦する基本的な知的能力・科学的知識と、何よりも明確な目的意識、断固とした意欲を持った優れた人材による定員充足に取り組みつつ、「世界的に最高水準の研究・教育拠点」を実現する。</p>	<p>I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するための措置</p> <p>1 教育に関する目標を達成するための措置</p> <p>(1) 教育内容及び教育の成果等に関する目標を達成するための措置</p> <p>①アドミッション・ポリシーに関する具体的方策</p> <p>【1】 「世界的に最高水準の研究・教育拠点」を実現する上で、優秀な学生による定員充足が不可欠であることから、これを本中期目標期間中に解決すべき最重要課題の一つとして認識し、情勢の変化に応じた対応も念頭に置きながら、本学のアドミッション・ポリシーを堅持しつつ、多様な方策を積極的に講ずることにより、国内外から有能な人材を確保し、定員充足に確実に取り組む。</p> <p>学生から社会人まで、出身学部・専攻を問わず広く門戸を開放し、多様な人材を受け入れるという本学のアドミッション・ポリシーを明確化・具体化するため、先端的な大学院教育に耐えうる基礎学力を確認しつつ、引き続き面接を主体とした入学者選抜を中心に位置づけ、意欲あふれる学生を広く受け入れる。</p> <p>【2】 大学院説明会、大学院進学セミナー、体験入学（学部生等を対象に大学院レベルの講義や本学での学生生活を実体験させる）等のイベントを開催し、本学の先進的な教育研究活動を周知する。イベント開催に際して、印刷物、ホームページ、新聞、雑誌等、多様な広告媒体の中から、伝達対象毎に適切な媒体を選択し、アドミッション・ポリシーを明示した情報発信を行う。</p> <p>また、一般入学者選抜だけでなく、推薦入学協定校を中心とした推薦入学者選抜により入学者の増加を目指す。このため、高専、大学などと推薦入学協定の締結を推進するとともに、協定校とはインターンシップの受入れ、協定校への特別講義の講師派遣等により、その関係を強化する。</p> <p>【3】 世界最高水準の研究大学院を目指して、コアグループを形成するため、デュアル大学院制度の活用、学術交流協定締結機関をはじめとする海外の教育機関の優秀な学生の発掘と給付奨学金やT A・R A制度等の充実により、国内外からの優秀な入学者の増加を目指す。このため、海外から本学に容易に出願・受験できるように、インターネット入試（IAI : Interactive Admission over the Internet）の改善を含め、多様な選抜方法の開発・改良を行う。</p> <p>また、サマースクール、シンポジウムなどの各種イベントを通じ、他大学院生に対して本学の先進的な教育研究活動を周知することにより、広く国内外から学生を受け入れ、学生構成の多様化を進める。</p> <p>さらに、前期・後期を連携させた5年一貫教育プログラム（5Dプログラム）のキャリア志向教育を徹底し、学内進学者の増加を目指す。</p> <p>【4】 社会人向けの多様な教育プログラムを東京サテライト等を拠点に提供するとともに、産業界の需要、社会人の需要を考慮しながら、専攻分野と教育課程の整備・充実を行い、入学者の増加を目指す。</p>
--	---

②教育課程に関する基本方針

博士前期課程、博士後期課程それぞれの到達目標を明確にし、その実現に向けた体系的なカリキュラムを編成する。特に、産業界等社会が求める人材像を踏まえつつ、専門の学問以外にも目を向ける重要性を認識させ、幅広く基本的な知識と知の技法を学ばせるための科目を充実する。

②教育課程に関する具体的方策

【5】 多様な背景をもって入学してくる学生に対して、博士前期課程、博士後期課程それぞれの到達目標を明示し、その達成に向け、従来から実施している週2回の講義とオフィス・アワーによる個別指導を基本としたクオーター制（4学期制）を堅持するとともに、達成度を定期的に点検し、結果を公表の上、カリキュラム改革に生かす。これらを通じて、到達目標の具体化を逐次進める。

【6】 何を教えるのかではなく、何ができるようになってほしいのかというアウトカムを重視した教育を実施するため、外部の様々な層との間に構築したネットワークを通じ産業界等社会が修了生に求める事項を把握し、それを養成するためのカリキュラム編成を柔軟に行い、結果を公表する。

【7】 複数指導体制のもと、プロポーザルから学位論文作成までのプロセスにおいてきめ細かな指導を実施するとともに、質疑による厳格な論文審査を行う。また、学習効果を高めるため、学習ポートフォリオを導入し、学生一人ひとりに応じた教育を実施する。

【8】 博士前期課程、博士後期課程とともに、専攻する分野における主テーマ研究に加え、他の分野における副テーマ研究を行い、複眼的に研究活動に取り組むことができるよう指導する。また、学生のキャリアタイプに応じて、社会的実践力を習得するため、企業経験や国内外の研究機関での研究活動を積極的に奨励する。

【9】 文系理系の枠を超えて、広く人間と社会の諸問題について深く学び、幅広い知識を身に付ける機会を設けるためにすべての研究科で設定している「共通科目」の充実に向け、履修状況も踏まえた定期的な点検・見直しを行い、内容の改訂・科目の改廃を実施する。

③教育方法に関する基本方針

教育は、大学が組織として社会に責任を負う事業であるという認識に立って、教育活動のあらゆる面に組織としての責任ある実行体制を整備する。特に、グローバルな大学として世界で通用する人材の輩出を目指す上から、学生が一定水準以上の英語能力を修得するよう組織的な取組を進める。

③教育方法に関する具体的方策

【10】 課程ごとに修了時における英語能力（英語による報告書、論文の作成、口頭発表、討議等のコミュニケーション能力）の基準を設定するとともに、その達成状況を定期的に検証する。このため、英語コースの充実に取り組むとともに、現在、博士後期課程では講義や研究指導等すべての教育を英語で実施しているが、これを社会人向けコースを除き博士前期課程でも英語のみで修了できるようにする。

【11】 講義アーカイブシステム及び遠隔コラボレーションシステムによる学習支援を充実し、学生の学習機会を増加させる。また、学生の学習目的に応じた電子教材モデルを開発し、実践を推進する。

④成績評価に関する基本方針

成績評価は、学生にとって学習の成果を問う重要なものである

④成績評価に関する具体的方策

【12】 送り出す学生の質を保証する観点から、学生に対してはシラバスにおいて成績評価の方

とともに、教員にとっても授業の実施状況を総括する重要なものである。さらに、成績評価の公正性、公平性は教育の場における学生と教員の信頼関係維持の基本であり、個別の授業科目における成績評価の基準・方法についてはシラバスで明示し、これを守ることが大切である。教員間での成績評価の極端な不均衡を防ぐために、成績評価の理念・方法についての共通の理解を深めるとともに、成績評価の実態の公表を進める。

（2）教育の実施体制等に関する目標

①教職員の配置に関する基本方針

教育の理念・目標の実現、到達すべき教育目標の達成を確保するためのカリキュラムを設定するとともに、それを効率的・効果的に実施するために、各教員の職務内容にも留意しつつ、十分な指導能力を有する教員を適切に配置する。

②教育環境の整備に関する基本方針

学生に対する教育は各研究科が主体となって実施するものである一方、全学的観点からの組織的・体系的な提供が不可欠であることから、附属施設・学内共同教育研究施設（センター）においても、それぞれの特色を活かした教育・学習支援活動を行う。

③教育の質の改善のためのシステムに関する基本方針

教育は学生と教員相互の緊張関係の中で実施されるものであり、また、常に内容が点検され、それに基づく必要な改善が施されることによりその価値・質が保たれるものである。従って、提供者である教員による組織的な改善はもとより、受益者である学生の意向も踏まえた評価・見直しを不断に行う。また、これらについては国内外における動向も視野に入れ、所要の措置を講ずる。

針を具体的に記載する一方、教員はその妥当性を担保するために、成績評価の実態を教員の間で共有・検討した上で、共通の基準・客観的な判定方法等について、具体的な改善を行う。その際、学生による授業評価の結果等も公表しつつ、積極的に活用する。

【13】産業界等社会が求める修士・博士としての達成レベル・内容を定期的に把握するとともに、今後の学術の進展・社会の動向をも勘案し、各研究科ごとに修了時の達成レベルを明確化し、これを公表する。

（2）教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置

①教職員の配置に関する具体的方策

【14】学術の動向や産業界等社会の要請を定期的に把握し、学生の要望も踏まえ、学生に身につけさせるべき内容を明確にしたカリキュラムの作成に向け、既存カリキュラムを柔軟に見直した上で、当該カリキュラム・教育内容を教えるに相応しい教員の確保・配置を行う。このため、教員採用時において候補者の研究歴に加え、教育歴・指導力も同様に重視するとともに、国際的視点も踏まえ、教育を担当する教員の適切な配置を行う。

②教育環境の整備に関する具体的方策

【15】「24時間、365日キャンパス」を標榜している本学において、附属図書館も「いつでも、必要なときに、必要な図書・学術雑誌等にアクセスできる」図書館として、教員や学生の独創的な研究あるいは幅広い知識の習得を支えるべく基礎から最先端に至るまでの図書・資料の収集及び情報を発信する。また、利用者の「知的好奇心を育む図書館」を目指し、全国の大学図書館・公立図書館との相互利用を進め、最先端科学の教育・研究・学習の支援体制を確立する。

【16】世界最高水準の情報環境を提供し、教員の教育研究活動や学生の学習活動に資するため、情報社会基盤研究センターを中心に、等質かつ高レベルの情報サービスを展開する基盤の整備を進めるとともに、新技術の導入及び研究開発により、高性能計算環境の整備を進める。

③教育の質の改善のためのシステムに関する具体的方策

【17】学生による授業評価及び研究室内教育評価を実施し、その結果を分析し、教育改善にフィードバックする。併せて修了生及び就職先に対する定期的な調査を実施し、その結果を教育の改善・充実に活かすとともに、改善状況について定期的に検証を行う。

【18】講演や、教員相互の随時、自由な講義参観・検討等に基づく、全学的なFD活動と各研究科単位のFD活動の実質化を推進するとともに、他大学との連携を含め、組織的な教育改善に取り組む。

【19】大学院教育改革を先導する立場にあることを踏まえ、O E C Dで進められているA H E

④その他教育実施体制等に関する基本方針

本学が有する教育資源の有効活用を進める観点から、各大学との間における資源の効果的・効率的な連携・共同化に取り組む。

(3) 学生への支援に関する目標

①学生の学習支援に関する基本方針

学生が学習と研究に専念し、高い成果を上げることができるよう、学生の立場に立った経済的支援、継続的なキャリア形成支援を推し進める。

②学生の生活支援に関する基本方針

心身とも健康な生活は、学習・研究を進める上で基礎となるものである。特に立地条件も踏まえ、学生の抱える問題について早期発見・対応に取り組むとともに、安定したキャンパスライフを送るための施設・設備の整備を行う。

LOの動向等を注視しつつ、大学院修了時の学習成果測定に向けた国際的な調査への参加に取り組むべく、情報収集をはじめとする諸準備を行う。

④その他教育実施体制等に関する具体的方策

【20】大学院教育の実質化に向けて創設以来実施してきた取組や実績を踏まえ、特に大学院教育において求められる教育内容・方法の明確化を行うとともに、それらの標準的なカリキュラムや教材・教科書の共同開発等を行い、その成果を全国の大学に普及するための組織を設置する。

【21】学内カリキュラムとの整合・連携を踏まえつつ、学生がより幅広い分野の学習を選択できるよう、他大学等との連携による単位互換や研究指導委託を積極的に進める。また、共同教育課程の編成に向けた取組を進め、順次制度化を進める。

(3) 学生への支援に関する目標を達成するための措置

①学生の学習支援に関する具体的方策

【22】キャリア支援センターが中心となって、従来の出口における就職支援に留まらず、企業及び修了者に対して学修内容と就職後の業務との相関や学修内容の満足度、学生時代に修学しておくことが望ましいと考える教育内容等について意見聴取を行い、その分析結果をキャリア形成支援及びカリキュラム改革に活かす仕組みを構築する。このほか、企業インターンシップ制度やキャリア・アドバイザー制度を活用したキャリア形成支援に積極的に取り組む。

【23】各種奨学金や支援策の情報を積極的に収集し周知するとともに、寄附の活用等により独自の奨学金の拡充を含め、TA・RA制度や学生寄宿舎等の整備により、経済的支援を行う学生の増に取り組むとともに、優秀な学生に対する全国トップクラスの手厚い支援を実施する。

②学生の生活支援に関する具体的方策

【24】保健管理センターで実施しているカウンセリングにおいて、専門的立場から問題があると思われる事例については早期に指導教員と連絡をとるなどの適切な対応を講じ、学生生活のケアを行う。また、学生による「なんでも相談室」について個人情報保護の観点に留意しつつ、相談内容等について集計をとり、これを全学的委員会にフィードバックし、学生指導に反映する仕組みを構築する。

【25】本学の立地条件の下、学生が心身のゆとりをもち、学習と研究に一層専念できる環境を整えるため、地元自治体との連携の上に、屋内運動施設等を設置するとともに、学生の意向を踏まえつつ、リフレッシュ設備・機器や学生生活支援のための各種サービスの充実に計画的に取り組む。

2 研究に関する目標

(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標

①目指すべき研究の水準に関する基本方針

この分野の研究であればJ A I S Tである、との理解・認識が国内外の研究者の間で共有されるよう、重点的に取り組むべき研究分野・課題を明確化するとともに、当該分野等に対する学内資源の傾斜配分を行い、「世界的に最高水準の研究・教育拠点」の形成を目指す。

②成果の社会への還元に関する基本方針

大学は教育研究の「成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与する（学校教育法第83条第2項）」存在であるとの認識の下、研究成果を幅広く知ってもらうための積極的な情報提供を行うとともに、産業界のみならず公的機関の活動にも積極的に参画し、社会を構成する一員としての役割を果たす。

(2) 研究実施体制等に関する目標

①研究者等の配置に関する基本方針

本学が「世界的に最高水準の研究・教育拠点」を目指す上では、先端科学技術分野に係る学術研究の進展等に適切かつ柔軟に対応した編成の下に、優れた研究者が配置されていることが不可欠であることから、大学として取り組むべき研究分野についての検証を常に行い、当該分野への適切な研究者の機動的な配置を進める。

2 研究に関する目標を達成するための措置

(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置

①目指すべき研究の水準に関する具体的方策

【26】 本学の持つ様々な研究・教育資源の実績や発展性等に基づき、本学としての「強み・弱み」を明らかにし、学内資源の傾斜配分を行うシステムを構築するとともに、外国人研究者の招聘やポスドク等の若手研究者の組織的な充実・積極的な活用を行い、新領域の創生を含め、本学の「エクセレント・コア」形成を推進する。これらにより、大学の基本要件である多様性の確保にも配慮しつつ、知識基盤社会や安心・安全・豊かな情報社会の構築技術と理論、エネルギー・環境・医療・情報デバイスとマテリアルの研究等に関して、「世界的に最高水準の研究・教育拠点」を確立するとともに、他大学にない特色・個性の伸長に取り組む。

②成果の社会への還元に関する具体的方策

【27】 大学における研究成果は、一大学のものでなく、人類の共通財産であるとの認識に立ち、様々な媒体を利用し、その積極的な公表を行う。

研究成果を社会へ還元し、本学の知名度を向上させるため、学術雑誌等への発表やシンポジウム・研究会の主催のほか、大学の理念や活動を研究・教育・社会連携・国際化の視点でアピールすることを目的とした情報発信を行う。

【28】 産学官連携による共同研究、受託研究、技術サービス等を積極的に進め、社会に貢献するとともに、企業との連携を推進し、地域活性化にも貢献する。また、国や地方公共団体等の審議会・委員会や学協会の委員への就任も重要な社会貢献活動と位置付け、積極的に参画する。

【29】 先端科学技術研究調査センターにおいて、研究の過程で生じる発明等の知的財産を速やかに社会に還元する活動を推進する。具体的には、先行技術調査等の特許調査を厳密に実施し、その結果を踏まえて活用性の高い特許の単独出願を重点的に行う。

(2) 研究実施体制等に関する目標を達成するための措置

①研究者等の配置に関する具体的方策

【30】 研究分野別の実績・発展性等についての客観的判定結果、及び社会におけるニーズや科学技術の発展状況・科学技術基本計画等を踏まえ、基礎と応用に留意しつつ、中期目標期間中に組織の改組・改編を行うことを念頭に、教員の採用に際しては新たなテーマを優先的に扱うなど、社会の発展を支える「先端科学技術」を指向する大学に相応しい取組を積極的に行う。

【31】 大学として重点的に推進する研究プロジェクトに対して、学長の判断で教員を一定期間、戦略的に増強配置できるよう、学長裁量による一定数の教員枠の増を実現する一方、制度の実質化・効率化のため、配置された教員の雇用期間における実績を評価し、その結果に応じ、配置を柔軟に調整する仕組みを構築する。

<p>②研究環境の整備に関する基本方針</p> <p>刻々と新たな展開がみられる先端科学技術分野において、世界的水準の成果を挙げるべく研究活動が効果的に進められるよう、大学として各研究活動の状況を的確に把握し、その内容に応じて支援内容を決定するとともに、研究活動の効率化に取り組む上からも、学内設備の共同利用を進める。</p>	<p>②研究環境の整備に関する具体的方策</p> <p>【32】教員研究費の配分については、職種別に基本額を一律に配分する一方、学長のリーダーシップによって、重要な学内プロジェクト等に対する重点配分を行う。このシステムの一層の効率的運用を行うため、プロジェクトの進捗等を毎年度報告させ、その結果により翌年度の配分先・額を決定する仕組みを構築する。</p> <p>【33】大型あるいは共通性の高い研究設備は、設備利用の効率化を行うため、主に学内共同教育研究施設（センター）において計画的に整備するとともに、全学的立場からの効率的利用及び他大学等との共同利用環境を整備する。</p>
<p>③研究の質の向上システムに関する基本方針</p> <p>「世界的に最高水準の研究・教育拠点」の形成を実現するためには、研究の質を不斷に向上させすることが必要であるが、その判定には専門的な知見を必要とするなどを踏まえ、学外有識者を積極的に活用するとともに、新たな研究シーズの開発・育成に取り組み、先端科学技術分野の研究を推進する。</p>	<p>③研究の質の向上システムに関する具体的方策</p> <p>【34】研究活動の評価を行い、学内各種プロジェクト研究の採否に際しての判断材料として活用するなどして、研究の質を向上する。</p> <p>学外有識者から、教育研究に関する学術的見地からの助言を得るとともに、我が国が推進する科学技術政策に沿った研究推進の観点からも考察して、この助言を今後の研究活動の自律的改善に活用する。</p> <p>【35】高度の研究を活性化する観点から、学内研究活動を奨励・支援するための研究ユニット制度や研究活性化支援事業を推進し、エクセレント・コア形成につなげる。具体的には研究者の自発的な計画に基づく申請を基に、今後の発展性を重視した審査を行い、それらの中から国際的な水準に発展する可能性のある研究を選定し、重点的な支援を行う。</p>
<h3>3 その他の目標</h3> <p>(1) 社会との連携や社会貢献に関する目標</p> <p>大学院大学にとっての地域、社会は事柄に応じて多層的であることに留意しつつ、それぞれの対象に相応しい連携関係を構築していく。地元市町村、石川県、北陸地域、全国、さらには世界、その全てが本学が対象とする地域であり、社会であるとの認識に立って、学内施設の機能強化に取り組みつつ、積極的に地域の発展に貢献していく。</p>	<h3>3 その他の目標を達成するための措置</h3> <p>(1) 社会との連携や社会貢献に関する目標を達成するための措置</p> <p>【36】大学における各種活動状況をオープンキャンパス等の各種イベントを通して、中高生や地域住民、企業関係者等に幅広く情報発信し、社会貢献の機能を果たす。</p> <p>【37】附属図書館は地域に開かれた図書館として、所蔵する貴重資料の展示会と解説等の実施、様々な観点でアレンジしたオリジナルの企画展示や郷土の美術家の作品展示を進め、また本学の研究成果を附属図書館ホームページから電子的に公開するなど、一般利用者の視点でのさらなる新しいサービスを充実する。</p> <p>【38】先端科学技術研究調査センターの機能を強化し、研究成果の社会への還元だけでなく、大学が必要とする情報の獲得に努める。また、産学官連携コーディネーターの積極的な活用により、産業界との連携を促進する。</p> <p>【39】北陸地区国立大学連合や大学コンソーシアム石川など、近隣の高等教育機関との連携に参画し、本学の人的・物的資源を通じた地域貢献に取り組む。</p>

<p>(2) 国際化に関する目標</p> <p>外国人留学生受入れの増や、教育研究成果の海外発信等、国際化の推進が求められる我が国の大学の中で、主導的役割を果たすべく、入国前から帰国後に至るまで一貫した取組を体系的に実施し、全国トップレベルの外国人留学生比率を達成するとともに、博士前期・後期課程を通じた英語のみによる課程修了や日本人学生の英語コミュニケーション能力の向上等を進める。</p>	<p>(2) 国際化に関する目標を達成するための措置</p> <p>【40】 海外トップクラスの大学・研究機関等との学術交流協定の締結を推進し、教員・学生の派遣・受入れ、共同研究等の連携・交流を進める。また、協定締結の実績・効果を定期的に検証し、必要に応じて内容の見直しや廃止を行う一方、優れた実績を有する大学・研究機関等には本学の現地共同研究・国際交流拠点の構築を進める。</p> <p>【41】 優秀な留学生の確保に配慮しつつ、既に20%を超えている留学生比率（平成21年4月現在20.4%）を中期目標期間中に30%程度にまで引き上げる。そのために、現地での入学許可制や博士前期・後期課程を通じた英語のみによる課程修了を実現するとともに、短期留学生も積極的に受け入れる。</p> <p>【42】 グローバルコミュニケーションセンターにおいて、外国人留学生に対する日本語能力向上及び日本文化理解、日本人学生に対する英語コミュニケーション能力向上について一体的に推進する。</p> <p>【43】 外国人留学生の増加に伴い生じる、様々な生活上の問題に一元的に対応する組織を整備する。また、「なんでも相談室」において外国人留学生による相談受付を実施するとともに、地元ボランティア団体等との連携を充実し、構外でも外国人留学生が安心して生活できる環境づくりを進める。</p> <p>【44】 優れた研究成果に基づく特色ある国際セミナー やサマースクールを定期的に開催し、国際的な教育研究内容を広く海外に発信し、国際社会での本学の認知度を高める。</p> <p>【45】 帰国留学生との継続的な連絡、海外における学生動向把握の拠点として本学の活動成果の国際的浸透を進めるため、帰国留学生の多い主要国を中心に帰国留学生同窓会を組織するとともに、それらのネットワーク化を実現する。</p>
<p>II 業務運営の改善及び効率化に関する目標</p> <p>1 組織運営の改善に関する目標</p> <p>①組織運営の改善に関する基本方針</p> <p>本学において既に確立している、学長のリーダーシップの下における運営体制を発展させ、より確実なものとするために、役員等はもとより、教員と事務職員が共に大学運営へ積極的に関与する体制を構築し、全学的に学長を補佐する。また、民間的経営手法など大学外の発想を積極的に運営に取り入れる。</p>	<p>II 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するための措置</p> <p>1 組織運営の改善に関する目標を達成するための措置</p> <p>①組織運営の改善に関する具体的方策</p> <p>【46】 学長のリーダーシップの下、機動的・効率的な運営を行うため、理事・副学長等の業務遂行状況・成果・今後の計画等について、定期的に報告・説明を求め、補佐体制の充実・確立を進めるとともに、それらの結果を踏まえた学長の組織運営の実態について、平成23年度に学長選考会議において中間評価を行う。</p> <p>【47】 教員と事務職員が対等に意思決定・運営に参画するとの立場から、学内委員会は必要最小限なものに限り設置するとの方針を維持する一方、委員構成について教員と事務職員の比率を見直し、実質的な議論が行われるように、毎年度、委員の意見等を踏まえ、議題の精選や議</p>

	<p>事進行の改善を行うとともに、効率的・効果的な委員会運営のため、学外者や学生代表の参画も認めるなど委員構成等を工夫する。</p> <p>【48】 経営協議会の一層の実質化を進めるとともに、経営協議会を補完するため、外部有識者によるシンクタンクを設け、機動的な意見具申、提言内容を踏まえた調査・分析・対応を行う。</p> <p>【49】 監事監査や内部監査を通して大学の業務及び財務の状況を監査し、運営改善に反映するとともに、定期的に指摘事項の改善状況を点検する。</p> <p>②教育研究組織の柔軟かつ機動的な編成・見直しに関する基本方針</p> <p>科学技術の進展、社会の要請等環境条件の変化も踏まえつつ、「先端科学技術」大学院大学に相応しい教育研究が実施されているかを検証の上、大学院のみを置く大学としての柔軟な組織編成を活かし、教育研究組織の改組・転換も視野に入れた見直しを行う。</p> <p>③人事制度の改善に関する基本方針</p> <p>「世界的に最高水準の研究・教育拠点」を形成するためには、その担い手となる優秀な人材の獲得が欠かせないことから、流動性確保や国際化・男女共同参画の推進などに留意しつつ、国内外を問わず広く人材を求めるとともに、優れた業績を挙げた者を適切に待遇する仕組みを構築する。</p> <p>事務職員についても、一層の高度な専門性が必要とされるため、適切な研修機会を確保し、その養成を進めるとともに、業績評価を行う。</p> <p>【50】 社会の要請や学術の動向等を踏まえた各研究科毎の将来計画の策定を推し進め、今後の本学の教育実質化・先端分野教育推進に資するものかを全学的立場から検討した上で、組織改編を進める。さらに、各組織の教育研究上の成果・実績を定期的に判定するとともに、結果に応じ組織の見直し・再編等を進める。</p> <p>【51】 先端科学技術に取り組む大学におけるセンター等に相応しい活動・運営が効率的・効果的に行われているかについて、平成24年度までに総合的な検証を行い、スクラップアンドビルトを基本としつつ、十分な成果を挙げていないものについては中期目標期間中に廃止する方向も含め、組織の見直しを行う。</p> <p>③人事制度の改善に関する具体的方策</p> <p>【52】 研究科の将来計画を踏まえた人事計画委員会での全学的立場による教員の採用選考を進め、設置基準教員数を超えた教員数管理を同委員会の下に置き、研究科を超えた人員管理・配置を行う。</p> <p>【53】 国内外を問わず公募制により広く人材を求めるとともに、全学的な任期制の下、活力・流動性のある教員組織を構築する。また、国際化及び男女共同参画を推進する観点から、外国人教員及び女性教員等の積極的な採用に取り組み、中期目標期間中に外国人教員（平成21年4月現在10.9%）については20%程度、女性教員等（平成21年4月現在12.3%）については15%程度を実現する。</p> <p>【54】 全教員について採用時に任期を付す一方、優秀な人材の確保のため、厳格な審査により、教育研究上の特に優れた国際的な業績を挙げたことが認められた者については、テニュア付き教員とする制度を実施する。</p> <p>【55】 教員のやる気を引き出し、個性に応じた待遇改善を基本とし、研究、教育、資金獲得、管理運営の各能力・実績及び社会貢献度を基本とした評価項目に基づき、大学執行部（学長・副学長）と研究科・センターによる二段階評価を行い、結果を待遇等へ反映させるシステムを</p>
--	--

	<p>進めるとともに、優れた評価を受けた者には、年功等にとらわれない大胆な処遇を平成23年度から行う。事務職員については、公務員改革等を参考にしつつ、目標管理を基本とした業績評価制度を構築し、平成23年度に試行する。</p> <p>【56】新たな課題処理のために事務職員の確保が必要となる場合、人件費抑制の要請を踏まえ、既存事務の徹底的な見直しを不断に行うとともに、人材確保計画を作成し、職員獲得による効率効果を具体的に明らかにした上で、要否を全学的な委員会で審査する仕組みを構築する。</p> <p>また、事務職員の専門性向上のため、年度計画の下、全事務職員が必ず研修を受ける機会を得るようにするとともに、海外研修も含め、学内外における研修を通じ、一定程度の英語能力を身に付けさせる。</p> <p>④実効性を担保するための戦略的な学内配分に関する基本方針 全学的な視点で予算編成を行うため、業務の進捗状況を適切に評価し、戦略的な学内配分を行う。</p>
<p>2 事務等の効率化・合理化に関する目標</p> <p>①事務処理の効率化・合理化に関する基本方針 OA化の推進及び積極的なアウトソーシングなどにより、事務の効率化、合理化を進める。</p> <p>②事務組織の機能・編成の見直しに関する基本方針 業務運営における諸課題に柔軟かつ機動的に対応するため、必要に応じ既存の組織を見直し、効率的な処理を可能とする編成を行う。</p> <p>③契約事務の適正化に関する方針 業務マニュアルの策定などにより、契約事務の適正化を進めること。</p> <p>III 財務内容の改善に関する目標</p> <p>1 外部研究資金、寄附金その他の自己収入の増加に関する目標 国立大学法人としての自立性を高め、教育、研究、社会貢献等</p>	<p>2 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置</p> <p>①事務処理の効率化・合理化に関する具体的方策 【58】業務内容の見直し及びチームによる処理体制を徹底するとともに、定型的業務についてはリストアップの上、可能な限りアウトソーシングを進める。また、決裁の簡素化・合理化による意思決定の迅速化やペーパーレス化の推進等を進め文書作成業務の削減を行う。さらに、職員による簡素化、効率化に関するアイデアを募り、優れたものは全学的に実施する取組を進める。</p> <p>②事務組織の機能・編成の見直しに関する具体的方策 【59】新たな課題等に適切に対応するため、重複業務の一元化・定例業務のアウトソーシング等を進めるとともに、必要に応じて課・室を横断したチームによる業務処理を行い、その結果を検証し、新たな組織編成に積極的に結び付ける。</p> <p>③契約事務の適正化に関する具体的方策 【60】随意契約見直し計画に基づく取組を引き続き行い、さらに複数年契約の拡大、契約時期の見直しや随意契約基準の見直しの検討等にも取り組み、事務の効率化を進める。 また、契約内容に応じた契約の在り方を示す業務マニュアルを策定し、企画競争等を行う場合には競争性、透明性を確保するなど、適正な事務手続きを行う。</p> <p>III 財務内容の改善に関する目標を達成するためのべき措置</p> <p>1 外部研究資金、寄附金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置 【61】全国トップレベルの外部研究資金獲得実績を踏まえつつ、その額の増及び大型・高度な</p>

の大学の主要な業務を遂行するために一定の自己収入を確保することは必要である。また、外部研究資金の獲得は、本学の研究が社会的に評価される内容・水準であることを証明すると同時に、研究を推進する基盤を強固にするものであり、その増加に取り組み、より大型の競争的資金獲得に向け、全学的な支援体制を構築する。

2 経費の抑制に関する目標

(1) 人件費の削減

「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」（平成18年法律第47号）に基づき、平成18年度以降の5年間において国家公務員に準じた人件費削減を行う。更に、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」（平成18年7月7日閣議決定）に基づき、国家公務員の改革を踏まえ、人件費改革を平成23年度まで継続する。

(2) 人件費以外の経費の削減

大学の主要業務である教育研究活動等の活性化と充実に留意しながら、種々の効率化・合理化を行い、管理的経費の削減を進めること。

3 資産の運用管理の改善に関する目標

安全かつ収益性に配慮した資金運用を行うとともに、保有資産を可能な範囲で社会に開放し、一部施設の外部の利用に対しては有料化も考慮しながら、資産の有効利用を推進する。

施設マネジメントの一環として、土地の有効利用、施設設備の長期使用及び管理費用の経費節減を行う。

IV 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標

1 評価の充実に関する目標

教育、研究、社会貢献、管理運営等の諸活動について、定期的に自己点検・評価を実施する。さらに、これを基に外部評価を積

プログラム確保に向け、外部有識者を加えた全学的な支援体制を構築する。

全教員が科学研究費補助金等の外部研究資金を申請することを原則とするよう奨励するとともに、希望により学内審査を実施し、それを経たものに一定の援助を行う。

効率的な申請シーズ確保のため、学内における自主的・主体的な研究ユニットを全学的立場から審査・認定・支援する。

これらを通じ、外部研究資金の獲得額を中期目標期間中に5%増加させる。

【62】 教育研究及び学生支援の充実に取り組むため、創立20周年（平成22年度）などを契機に、専門組織の下、記念基金を整備し、幅広く寄附を募る。

2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置

(1) 人件費の削減

【63】 「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」（平成18年法律第47号）に基づき、国家公務員に準じた人件費改革に取り組み、平成18年度からの5年間において、△5%以上の人件費削減を行う。更に、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」（平成18年7月7日閣議決定）に基づき、国家公務員の改革を踏まえ、人件費改革を平成23年度まで継続する。

(2) 人件費以外の経費の削減

【64】 管理的経費の予算配分において、目標値を設定することにより総合的に経費を抑制する。また、執行状況の把握・分析を行い、結果を役員会で報告するとともに、半期ごとに執行計画の見直しを行う。

【65】 管理的経費の執行において、契約内容・仕様の見直しによる経費の削減を進める。

3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置

【66】 第一期中期目標期間中に構築した仕組みに基づき、安全かつ収益性に配慮した資金運用を行うとともに、運用実績を踏まえた見直しを行う。

【67】 本学が所有する資産の管理状況を把握し、コスト分析等を行いながら、設備機器等の有効活用を行う。

IV 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 評価の充実に関する目標を達成するための措置

【68】 教育研究の質の向上に取り組むとともに、大学運営の改善に資するため、全学的な自己点検・評価、外部評価を実施する。

<p>極的に受け、これらの結果を大学運営の改善に活用する。</p>	<p>特に自己点検・評価では、専門分野ごとに本学が有する教育研究上の実績等について検証を行い、資源配分や組織の見直し・再編などの戦略的な意思決定に反映させる。</p> <p>2 情報公開や情報発信等の推進に関する目標</p> <p>教育研究活動等を積極的に発信する。特に、対象者に応じ媒体を選び、内容を変えるなど、広報活動の活性化を進め、大学の知名度を向上する。</p>
<p>V その他業務運営に関する重要目標</p> <p>1 施設設備の整備・活用等に関する目標</p> <p>最先端科学技術分野に関わる教育・研究や国際交流及び産業界との連携等に必要な施設環境を整備充実し、これを効率的かつ安全で信頼の置けるよう適切に管理運営するための施設マネジメントを推進する。</p> <p>2 安全管理に関する目標</p> <p>教職員及び学生に対する安全への意識の向上に取り組むとともに、学内における安全管理体制、情報セキュリティ体制及び施設設備の整備により、安全管理及び事故防止を徹底する。</p>	<p>V その他業務運営に関する重要目標を達成するためによるべき措置</p> <p>1 施設設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置</p> <p>【69】国内外における本学の知名度を向上させるため、広報の効率的な戦略を策定し、広報対象（学部学生、社会人、企業人など）に対応したメディアを選択の上、国内及び海外に向けた積極的な広報活動を展開する。併せて、外部有識者の意見聴取等、広報活動のモニター機能を設け、広報活動について常に点検・見直しを行う。</p> <p>【70】各研究科による教育研究活動の定期的な情報提供の仕組みを構築し、本学の先進的な教育研究活動を広く社会に理解してもらうために、シンポジウム、大学院進学セミナーなどを開催し、併せてインターネット、新聞、雑誌など多様な媒体を利用した組織的な情報発信を実施する。</p> <p>特に、本学の先端的研究の理解を社会から得るため、附属図書館、先端科学技術研究調査センターと連携し、研究成果の発信を、インターネット、新聞、雑誌を有機的に連携させた情報発信を行う。</p> <p>2 安全管理に関する目標を達成するための措置</p> <p>【71】快適な学内環境を実現するため、教育研究活動を支援する上で、必要な施設設備の整備や質の保持を行う。</p> <p>【72】環境に配慮したキャンパスづくりの観点から屋内外の環境保全を行い、資源エネルギー使用量の削減のため、エネルギー対策を実施する。</p> <p>【73】既存施設の利用状況調査を実施し、使用実態ニーズを把握して、施設の有効活用を行う。</p> <p>【74】施設設備の機能劣化等の状況調査を行って、施設保全計画に基づいた維持管理を実施する。</p> <p>【75】安全な教育研究環境を確保するため、関係法令に基づいた安全衛生管理体制の徹底と定期的な巡視、監視、調査等を実施する。</p> <p>【76】事故、火災等の緊急災害に対応できる危機管理体制の徹底と定期的な訓練を実施する。</p> <p>【77】情報セキュリティポリシーに基づく組織体制の徹底により、情報セキュリティを充実・強化する。</p>

<p>3 法令遵守に関する目標</p> <p>法律に基づいて設置された公的な性格を有する組織であり、その活動及び影響は社会の広範囲に及ぶこと、また運営経費の大半を公費に負っている組織であることを強く認識し、関係法令についての理解を深めるとともに、それらに基づいた適正・適切な対応を徹底する。</p>	<p>3 法令遵守に関する目標を達成するための措置</p> <p>【78】 教育研究活動・各種業務の適正かつ公正な執行を行い、構成員の法令遵守と社会的責務の自覚を促すため、意識啓発活動に取り組む。</p>						
	<p>VI 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画</p> <p>別紙参照</p>						
	<p>VII 短期借入金の限度額</p> <p>1 短期借入金の限度額 15億円</p> <p>2 想定される理由 運営費交付金の受け入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れることが想定されるため。</p>						
	<p>VIII 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画</p> <p>なし</p>						
	<p>IX 剰余金の使途</p> <p>決算において剰余金が発生した場合は、教育研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる。</p>						
	<p>X その他</p> <p>1 施設・設備に関する計画</p> <table border="1" data-bbox="1012 1060 1904 1187"> <thead> <tr> <th>施設・設備の内容</th> <th>予定額（百万円）</th> <th>財源</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・小規模改修</td> <td>総額 72</td> <td>国立大学財務・経営センター 施設費交付金 (72)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注1) 施設・設備の内容・金額については見込みであり、中期目標を達成するために必要な業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や老朽度合等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることもある。</p> <p>(注2) 小規模改修について平成22年度以降は平成21年度同額として試算している。 なお、各事業年度の施設整備費補助金、国立大学財務・経営センター施設費交付金等については、事業の進展等により所要額の変動が予想されるため、具体的な額については、各事業年度の予算編成過程等において決定される。</p>	施設・設備の内容	予定額（百万円）	財源	・小規模改修	総額 72	国立大学財務・経営センター 施設費交付金 (72)
施設・設備の内容	予定額（百万円）	財源					
・小規模改修	総額 72	国立大学財務・経営センター 施設費交付金 (72)					

	<p>2 人事に関する計画</p> <p>研究科の将来計画を踏まえた人事計画委員会での全学的立場による教員の採用選考を進め、研究科を超えた人員管理・配置を行う。</p> <p>全国立大学に先駆けて導入した全学的な教員の任期制により、活力・流動性のある教員組織を構築する一方、優秀な人材の確保のため、業績審査を経て教授及び准教授にテニュアを付与する制度を実施する。</p> <p>国際化及び男女共同参画を推進する観点から、中期目標期間中に外国人教員を20%程度、女性教員等を15%程度とするよう積極的な採用に取り組む。</p> <p>教員の業績評価の結果を昇給等の処遇に反映させるシステムを継続して実施するとともに、事務職員についても目標管理を基本とした業績評価制度を導入する。</p> <p>一定程度の英語能力など、事務職員の一層の高度な専門性が必要とされるため、適切な研修機会を確保し、その養成を進める。</p> <p>(参考) 中期目標期間中の人件費総額見込み 19,535 百万円 (退職手当は除く)</p>
	<p>3 中期目標期間を超える債務負担</p> <p>(PFI事業) なし (長期借入金) なし (リース資産) なし</p>
	<p>4 積立金の使途</p> <p>前中期目標期間繰越積立金については、教育、研究に係る業務及びその附帯業務の財源に充てる。</p>

別表1（研究科）

知識科学研究科
情報科学研究科
マテリアルサイエンス研究科

別表（収容定員）

平成 22 年 度	知識科学研究科	270人
	うち博士前期課程	180人
	うち博士後期課程	90人
平成 23 年 度	情報科学研究科	381人
	うち博士前期課程	264人
	うち博士後期課程	117人
平成 24 年 度	マテリアルサイエンス研究科	361人
	うち博士前期課程	250人
	うち博士後期課程	111人
平成 23 年 度	知識科学研究科	264人
	うち博士前期課程	176人
	うち博士後期課程	88人
平成 24 年 度	情報科学研究科	373人
	うち博士前期課程	258人
	うち博士後期課程	115人
平成 24 年 度	マテリアルサイエンス研究科	354人
	うち博士前期課程	245人
	うち博士後期課程	109人
平成 24 年 度	知識科学研究科	258人
	うち博士前期課程	172人
	うち博士後期課程	86人
平成 24 年 度	情報科学研究科	365人
	うち博士前期課程	252人
	うち博士後期課程	113人
平成 24 年 度	マテリアルサイエンス研究科	347人
	うち博士前期課程	240人
	うち博士後期課程	107人

平成 25 年 度	知識科学研究科 256人 うち博士前期課程 172人 うち博士後期課程 84人 情報科学研究科 363人 うち博士前期課程 252人 うち博士後期課程 111人 マテリアルサイエンス研究科 345人 うち博士前期課程 240人 うち博士後期課程 105人
平成 26 年 度	知識科学研究科 256人 うち博士前期課程 172人 うち博士後期課程 84人 情報科学研究科 363人 うち博士前期課程 252人 うち博士後期課程 111人 マテリアルサイエンス研究科 345人 うち博士前期課程 240人 うち博士後期課程 105人
平成 27 年 度	知識科学研究科 256人 うち博士前期課程 172人 うち博士後期課程 84人 情報科学研究科 363人 うち博士前期課程 252人 うち博士後期課程 111人 マテリアルサイエンス研究科 345人 うち博士前期課程 240人 うち博士後期課程 105人

(別紙)予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

1. 予算

平成22年度～平成27年度 予算

大学等名 北陸先端科学技術大学院大学

(単位：百万円)

区分	金額
収入	
運営費交付金	33,124
施設整備費補助金	0
船舶建造費補助金	0
国立大学財務・経営センター施設費交付金	72
自己収入	4,330
授業料及び入学料検定料収入	3,810
附属病院収入	0
財産処分収入	0
雑収入	520
産学連携等研究収入及び寄附金収入等	7,485
長期借入金収入	0
計	45,011
支出	
業務費	37,454
教育研究経費	37,454
診療経費	0
施設整備費	72
船舶建造費	0
産学連携等研究経費及び寄附金事業費等	7,485
長期借入金償還金	0
計	45,011

[人件費の見積り]

中期目標期間中総額 19,535百万円を支出する。（退職手当は除く。）

注) 人件費の見積りについては、平成23年度以降は平成22年度の人件費見積り額を踏まえ試算している。

注) 退職手当については、国立大学法人北陸先端科学技術大学院大学退職手当規則に基づいて支給することとするが、運営費交付金として交付される金額については、各事業年度の予算編成過程において国家公務員退職手当法に準じて算定される。

注) 組織設置に伴う学年進行の影響は考慮していない。

[運営費交付金の算定方法]

- 每事業年度に交付する運営費交付金は、以下の事業区分に基づき、それぞれに対応した数式により算定して決定する。

I [一般運営費交付金対象事業費]

- ①「教育研究等基幹経費」：以下の事項にかかる金額の総額。 $E(y-1)$ は直前の事業年度における $E(y)$ 。
- ・ 学部・大学院の教育研究に必要な教職員のうち、設置基準に基づく教員にかかる給与費相当額及び教育研究経費相当額。
- ②「その他教育研究経費」：以下の事項にかかる金額の総額。 $F(y-1)$ は直前の事業年度における $F(y)$ 。
- ・ 学部・大学院の教育研究に必要な教職員（①にかかる者を除く。）の人事費相当額及び教育研究経費。
 - ・ 附属施設等の運営に必要となる教職員の人事費相当額及び事業経費。
 - ・ 法人の管理運営に必要な職員（役員を含む）の人事費相当額及び管理運営経費。
 - ・ 教育研究等を実施するための基盤となる施設の維持保全に必要となる経費。

[一般運営費交付金対象収入]

- ③「基準学生納付金収入」：当該事業年度における入学定員数に入学料標準額を乗じた額及び収容定員数に授業料標準額を乗じた額の総額。（平成22年度入学料免除率で算出される免除相当額及び平成22年度授業料免除率で算出される免除相当額については除外。）
- ④「その他収入」：検定料収入、入学料収入（入学定員超過分等）、授業料収入（収容定員超過分等）及び雑収入。平成22年度予算額を基準とし、第2期中期目標期間中は同額。

II [特別運営費交付金対象事業費]

- ⑤「特別経費」：特別経費として、当該事業年度において措置する経費。

III [特殊要因運営費交付金対象事業費]

- ⑥「特殊要因経費」：特殊要因経費として、当該事業年度において措置する経費。

$$\text{運営費交付金} = A(y) + B(y) + C(y)$$

1. 每事業年度の一般運営費交付金は、以下の数式により算定する。

$$A(y) = E(y) + F(y) - G(y)$$

$$(1) E(y) = E(y-1) \times \beta \text{ (係数)}$$

$$(2) F(y) = \{F(y-1) \times \alpha \text{ (係数)}\} \times \beta \text{ (係数)} \pm S(y) \pm T(y) \\ \pm U(y)$$

$$(3) G(y) = G(y)$$

$E(y)$ ：教育研究等基幹経費（①）を対象。

$F(y)$ ：その他教育研究経費（②）を対象。

$G(y)$ ：基準学生納付金収入（③）、その他収入（④）を対象。

$S(y)$ ：政策課題等対応補正額。

新たな政策課題等に対応するための補正額。各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な額を決定する。

$T(y)$ ：教育研究組織調整額。

学部・大学院等の組織整備に対応するための調整額。

各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な調整額を決定する。

$U(y)$: 施設面積調整額。

施設の経年別保有面積の変動に対応するための調整額。

各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な調整額を決定する。

2. 每事業年度の特別運営費交付金は、以下の数式により算定する。

$B(y) = H(y)$

$H(y)$: 特別経費（⑤）を対象。なお、本経費には新たな政策課題等に対応するために必要となる経費を含み、当該経費は各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な額を決定する。

3. 每事業年度の特殊要因運営費交付金は、以下の数式により算定する。

$C(y) = I(y)$

$I(y)$: 特殊要因経費（⑥）を対象。なお、本経費には新たな政策課題等に対応するために必要となる経費を含み、当該経費は各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な額を決定する。

【諸係数】

α （アルファ） : 大学改革促進係数。

第2期中期目標期間中に各国立大学法人における組織改編や既存事業の見直し等を通じた大学改革を促進するための係数。

現時点では確定していないため、便宜上平成22年度予算編成時と同様の考え方で△1.0%とする。

なお、平成23年度以降については、今後の予算編成過程において具体的な係数値を決定する。

β （ベータ） : 教育研究政策係数。

物価動向等の社会経済情勢等及び教育研究上の必要性を総合的に勘案して必要に応じ運用するための係数。

各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な係数値を決定する。

注) 中期計画における運営費交付金は上記算定方法に基づき、一定の仮定の下に試算されたものであり、各事業年度の運営費交付金については、予算編成過程において決定される。

なお、「特別運営費交付金」及び「特殊要因運営費交付金」については、平成23年度以降は平成22年度と同額として試算しているが、教育研究の進展等により所要額の変動が予想されるため、具体的な額については、各事業年度の予算編成過程において決定される。

注) 国立大学財務・経営センター施設費交付金は、「施設・設備に関する計画」に記載した額を計上している。

注) 自己収入並びに产学研連携等研究収入及び寄附金収入等については、平成22年度の受入見込額により試算した収入予定額を計上している。

注) 产学研連携等研究収入及び寄附金収入等は、版権及び特許権等収入を含む。

注) 業務費及び施設整備費については、中期目標期間中の事業計画に基づき試算した支出予定額を計上している。

注) 産学連携等研究経費及び寄附金事業費等は、産学連携等研究収入及び寄附金収入等により行われる事業経費を計上している。

注) 上記算定方法に基づく試算においては、「教育研究政策係数」は1とし、「政策課題等対応補正額」、「教育研究組織調整額」及び「施設面積調整額」については、0として試算している。

2. 収支計画

平成22年度～平成27年度 収支計画

大学等名 北陸先端科学技術大学院大学

(単位：百万円)

区分	金額
費用の部	44,934
経常費用	44,934
業務費	31,629
教育研究経費	4,350
診療経費	0
受託研究費等	6,824
役員人件費	620
教員人件費	12,556
職員人件費	7,279
一般管理費	2,606
財務費用	0
雑損	0
減価償却費	10,699
臨時損失	0
収入の部	44,934
経常収益	44,934
運営費交付金収益	30,792
授業料収益	3,034
入学金収益	627
検定料収益	82
附属病院収益	0
受託研究等収益	6,824
寄附金収益	628
財務収益	11
雑益	509
資産見返負債戻入	2,427
臨時利益	0
純利益	0
総利益	0

注) 受託研究費等は、受託事業費、共同研究費及び共同事業費を含む。

注) 受託研究等収益は、受託事業収益、共同研究収益及び共同事業収益を含む。

3. 資金計画

平成22年度～平成27年度 資金計画

大学等名 北陸先端科学技術大学院大学

(単位：百万円)

区分	金額
資金支出	45,267
業務活動による支出	42,532
投資活動による支出	2,479
財務活動による支出	0
次期中期目標期間への繰越金	256
資金収入	45,267
業務活動による収入	44,939
運営費交付金による収入	33,124
授業料及び入学料検定料による収入	3,810
附属病院収入	0
受託研究等収入	6,824
寄附金収入	655
その他の収入	526
投資活動による収入	72
施設費による収入	72
その他の収入	0
財務活動による収入	0
前中期目標期間よりの繰越金	256

注) 施設費による収入には、独立行政法人国立大学財務・経営センターにおける施設費交付事業にかかる交付金を含む。